

# 特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑 運営規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛和会が設置運営する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (施設運営の基本方針)

第 2 条 施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むようにすることを旨とする。

2 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (施設の名称及び所在地)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑
- (2) 所在地 豊中市寺内1丁目1番10号

### (入所定員及び入所対象者)

第 4 条 施設の入所定員は82名とする。

2 施設の入所対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護者
- (2) 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

職 種	配置人員
施設長〈管理者〉	1名
介護支援専門員	1名
生活相談員	2名
介護職員	37名
看護職員	5名
機能訓練指導員	2名
医師	1名
管理栄養士	1名
調理員	委託給食業者
事務員	必要数

- 2 職員の配置及び勤務体制は、特養床 82、短期入所 18 床の合計を対象とする。
- 3 医師及び調理員を除き、第1項の職員数は常勤職員の数とする。ただし、介護職員及び看護職員について、次項及び第18条第6項に定める場合を除き、非常勤職員を配置することができる。この場合、厚生労働省令で定める常勤換算の結果が前項の職員数を上回る職員を配置するものとする。
- 4 看護職員のうち1名は常勤職員とする。
- 5 第1項に定めるものの他に、必要がある場合は定員を超えて、又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第 6 条 職員の仕事分掌は、次のとおりとする。

施設長 (管理者)	施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した職員が施設長の職務を代行する。
介護支援専門員	入所者の介護支援及び計画作成に関する業務に従事する。
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。
介護職員	入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
機能訓練指導員	入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
医 師	入所者の健康状況に注意し、健康保持のため適切な措置をとる。
管理栄養士	給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
調 理 員	栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。
事 務 員	施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 職員毎の仕事分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第 7 条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 運営会
- (2) 教育研修委員会
- (3) 栄養管理委員会
- (4) 感染・褥瘡委員会
- (5) 安全管理委員会
- (6) 施設・地域交流委員会
- (7) 車両管理委員会
- (8) CS委員会

- (9) 防災管理委員会
- (10) 入所判定委員会
- (11) 相談員会議
- (12) 介護職員会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

### 第3章 指定介護福祉施設サービス等の利用料

(指定介護福祉施設サービス等の利用料)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から受け取る利用料は、前項の額との間に、不合理な差額が生じない額とする。
- 3 施設は、別紙に掲げる費用の額の支払を入所者から受け取ることができる。なお、この場合、あらかじめ入所者又は家族に、該当するサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとする。
- 4 施設は、別表1に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- 5 前各号の利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

### 第4章 運営に関する事項

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けること困難なものに対し、指定介護福祉施設サ

ービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、そのおかれている環境等に照らし入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 入所者が施設のサービスを受ける際には、以下の各号について禁止する。

- 2 施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、その他の行為。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 故意に施設備品又は物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ

入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入所申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くても当該入所者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当

介護支援専門員」という)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、そのおかれている環境の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者に対して説明し、同意を得、交付する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

#### (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第17条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならない様配慮して行う。
- 3 施設の従業員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### (介護)

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭を行う。

- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時 00分から
- (2) 昼食 午後 0時 00分から
- (3) 夕食 午後 6時 00分から

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族と

の交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第23条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者の為に協力病院、協力歯科医院を定める。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第24条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるようにする。

(入所者に関する保険者への通知)

第25条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第26条 施設は、入所者の適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は職員に対してその資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第27条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - 三 安全管理委員会及び従業者に対する研修を定期的を開催する。
- 2 施設は入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・入所者の家族・に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
  - 4 施設は入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 非常災害時に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

## 第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第30条 施設は入所定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第31条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第32条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第33条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者

を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第35条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、入所者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第36条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(身体拘束原則禁止)

第37条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。但し、身体拘束その他必要と認められる場合に限り、施設管理者又は施設長が判断し、行ないます。

2 施設は前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

一 「緊急やむを得ない身体行動制限に関する説明書」に記入し、安全管理委員会に諮る。

二 入所者又はその家族に説明し、同意を得て実施する。

三 定期的な評価を行う。

(虐待防止に関する事項)

第38条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるもの

とする。

- 一 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。
- 二 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- 三 その他虐待防止のために必要な措置。

## 第 8 章 会計の区分及び記録の準備

(会計の区分)

第 39 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 40 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年豊中市条例第 71 条。以下、「市条例」という)で定める記録を整備し、市条例で定める日から 5 年間保存するものとする。

(法令との関係)

第 41 条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 20 年 1 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 22 年 9 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 26 年 9 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 27 年 8 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 29 年 9 月 1 日から改定、施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から改定、施行する。

この規程は令和 4 年 9 月 1 日から改定、施行する。

別表1 特別養護老人ホーム豊中あいわ苑 利用料金表

- ① 食事の提供に要する費用 1日あたり 1,690円
- ② 住に要する費用  
従来型個室 1,570円/日  
多床室 1,285円/日
- ③ 個室料金 (特別な室料) 1日あたり 1,060円 (税込)
- ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  
実費 (別途消費税要)
- ④ 電気料金 (1日あたり)  
テレビ・ラジオ等 1器具につき 18円 (税込)  
電気毛布・エアーマット・アンカ 1器具につき 27円 (税込)
- ⑤ 日常生活品の購入代金等、ご入所者の日常生活に要する費用でご入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。
- ⑥ セーフティーボックス管理代 1ヶ月 1,000円 (税込)
- ⑦ おむつ代 (外泊などの際に当施設より持ち出しする場合) (以下全て税込)  
紙パンツ 80円から 130円  
尿とりパット 20円から 30円  
紙おむつ 80円から 140円  
フラットおむつ 30円から 60円
- ⑧ 理髪・美容 (税込)  
〈理容〉カット(顔剃り込)2,500円 顔剃り 1,500円  
〈美容〉カット 2,000円 シェービング 600円 シャンプー 600円  
パーマ 3,800円 ヘアカラー 3,800円 マニキュア 3,800円

⑨利用終了後における居室使用料

1日当り 個室 1,570円(税込)、多床室 1,285円(税込)

- ※ 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する物にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
- ※ 居住に要する費用について、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
- ※ 施設は料金表に定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

# 特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑

## 短期入所運営規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛和会が設置運営する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑に併設する短期入所生活介護事業(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (事業所運営の基本方針)

第 2 条 事業所は短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むようにするとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指す。

2 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

3 事業者は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村(以下「保険者」という。)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称 特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑

(2)所在地 豊中市寺内1丁目1番10号

#### (利用定員)

第 4 条 事業所の利用定員は 18 名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 事業所に次の職員を置く。

職 種	配置人員
施設長(管理者)	1名
介護支援専門員	1名
生活相談員	2名
介護職員	37名
看護職員	5名
機能訓練指導員	2名
医師	1名
管理栄養士	1名
調理員	委託給食業者
事務員	必要数

- 2 職員の配置及び勤務体制は、特養 82 床、短期入所 18 床の合計を対象とする。
- 3 医師及び調理員を除き、前項の職員数は常勤職員の数とする。ただし、介護職員及び看護職員について、次項及び第17条第6項に定める場合を除き、非常勤職員を配置することができる。この場合、厚生労働省令で定める常勤換算の結果が前項の職員数を上回る職員を配置するものとする。
- 4 看護職員のうち1名は常勤職員とする。
- 5 第1項に定めるものの他に、必要がある場合は、定員を超えて、又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第 6 条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

施設長(管理者)	事業所の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した職員が施設長の職務を代行する。
介護支援専門員	利用者の介護支援及び計画作成に関する業務に従事する。
生活相談員	利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。
介護職員	利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、事業所の保健衛生業務に従事する。
機能訓練指導員	利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
医 師	利用者の健康状況に注意し、健康保持のため適切な措置をとる。
管理栄養士	給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
調 理 員	栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。
事 務 員	事業所の庶務及び会計事務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第 7 条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 運営会
- (2) 教育研修委員会
- (3) 栄養管理委員会
- (4) 感染・褥瘡委員会
- (5) 安全管理委員会
- (6) 施設・地域交流委員会
- (7) 車両管理委員会
- (8) CS委員会

- (9) 防災管理委員会
- (10) 入所判定委員会
- (11) 相談員会議
- (12) 介護職員会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

### 第3章 指定短期入所生活介護サービス等の利用料

(指定短期入所生活介護サービス等の利用料)

第 8 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所介護生活サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護サービスについて介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から受け取る利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じない額とする。
- 3 事業所は、利用者から受け取ることができる。なお、この場合、あらかじめ利用者又は家族に、該当するサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとする。
- 4 事業所は、別表1に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- 5 前各号の利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

### 第 4 章 運営に関する事項

(利用開始及び終了)

第 9 条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障があるものを対象に、

指定短期入所生活介護を提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なくして指定短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。
- 3 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他適切な措置を速やかに講じる。
- 4 事業所は、利用申込者の利用に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 事業所は、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第10条 入所者が施設のサービスを受ける際には、以下の各号について禁止する。

- 2 施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、その他の行為。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 故意に施設備品又は物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認

定の有効期間を確かめる。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第15条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
- 4 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

(指定短期入所生活介護サービス取扱方針)

第16条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならない配慮で行う。
- 3 事業所の従業員は、サービスの提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時 00分から
- (2) 昼食 午後 0時 00分から

(3) 夕食 午後 6時 00分から

- 2 食事の提供は、利用者の自立への支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第20条 事業所は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者の為に協力病院、協力歯科医院を定める。

(通常の送迎の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域は、豊中市、吹田市とする。

(利用者に関する保険者への通知)

第24条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第25条 事業所は、利用者の適切な指定短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、当該施設の職員によって指定短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、職員に対しその資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第26条 事業所は、現に指定短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 三 安全管理委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

- 2 事業所は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族・利用に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害時に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

## 第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第29条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第30条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第31条 事業所は、見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第32条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利

用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第34条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第35条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(身体拘束原則禁止)

第36条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。但し、身体拘束その他必要と認められる場合に限り、施設管理者又は施設長が判断し、行ないます。

2 事業所は前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- 一 「緊急やむを得ない身体行動制限に関する説明書」に記入し、安全管理委員会に諮る。
- 二 利用者又はその家族に説明し、同意を得て実施する。
- 三 定期的な評価を行う。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。
- 二 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- 三 その他虐待防止のために必要な措置。

## 第8章 会計の区分及び記録の準備

(会計の区分)

第38条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第39条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供に関する豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第69条。以下、「市条例」という)で定める記録を整備し、市条例で定める日から5年間保存するものとする。

(法令との関係)

第40条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

## 付 則

- この規程は平成15年4月1日から施行する。
- この規程は平成17年10月1日から改定、施行する。
- この規程は平成18年1月1日から改定、施行する。
- この規程は平成18年4月1日から改定、施行する。
- この規程は平成20年1月1日から改定、施行する。
- この規程は平成22年1月1日から改定、施行する。
- この規程は平成23年4月1日から改定、施行する。
- この規程は平成25年4月1日から改定、施行する。
- この規程は平成26年4月1日から改定、施行する。
- この規程は平成26年9月1日から改定、施行する。
- この規程は平成27年8月1日から改定、施行する。
- この規程は平成29年9月1日から改定、施行する。
- この規程は平成30年4月1日から改定、施行する。
- この規程は令和 4年9月1日から改定、施行する。

別表1 特別養護老人ホーム豊中あいわ苑 短期入所生活介護  
利用料金表

① 食事の提供に要する費用

朝食	350 円/回
昼食	640 円/回
おやつ	100 円/回
夕食	600 円/回

② 住に要する費用

従来型個室	1,570 円/日
多床室	1,285 円/日

③ 室料金（特別な室料） 1日あたり 1,060 円（税込）

③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  
実費（税込）

④ 電気料金（1日あたり）

テレビ・ラジオ等	1 器具につき	18 円（税込）
電気毛布・エアーマット・アンカ	1 器具につき	27 円（税込）

⑤ 日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

⑦ 利用の中止、変更、追加に係る料金

利用予定日の2日前までに申し出があった場合 無料  
利用予定日の前日までに申し出があった場合 当日の利用料金の50%  
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の全額  
(但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではない。)

⑧ 理髪・美容（税込）

〈理容〉	カット(顔剃り込)	2,500 円	顔剃り	1,500 円		
〈美容〉	カット	2,000 円	シェービング	600 円	シャンプー	600 円
	パーマ	3,800 円	ヘアカラー	3,800 円	マニキュア	3,800 円

- ※ 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用について、介護保険法施行規則第 83 条の 6 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と食事提供に要する費用又は滞在に要する費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、滞在に要する費用について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
  
- ※ 施設は料金表に定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

# 特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑

## 介護予防短期入所運営規程

### 第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛和会が設置運営する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑に併設する介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業所運営の基本方針)

第 2 条 事業所は介護予防短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むようにするとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指す。

2 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に努める。

3 事業者は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村(以下「保険者」という。)、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑
- (2)所在地 豊中市寺内1丁目1番10号

(利用定員)

第 4 条 事業所の利用定員は 18 名とする。なお、当該事業と一体的に指定短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない

範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 事業所に次の職員を置く。

職 種	配置人員
施設長(管理者)	1名
介護支援専門員	1名
生活相談員	2名
介護職員	37名
看護職員	5名
機能訓練指導員	2名
医師	1名
管理栄養士	1名
調理員	委託給食業者
事務員	必要数

- 2 職員の配置及び勤務体制は、特養82床、短期入所18床の合計を対象とする。
- 3 医師及び調理員を除き、前項の職員数は常勤職員の数とする。ただし、介護職員及び看護職員について、次項及び第17条第6項に定める場合を除き、非常勤職員を配置することができる。この場合、厚生労働省令で定める常勤換算の結果が前項の職員数を上回る職員を配置するものとする。
- 4 看護職員のうち1名は常勤職員とする。
- 5 第1項に定めるものの他に、必要がある場合は、定員を超えて、又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第 6 条

職員の職務分掌は、次のとおりとする。

施設長(管理者)	事業所の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した職員が施設長の職務を代行する。
介護支援専門員	利用者の介護支援及び計画作成に関する業務に従事する。
生活相談員	利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。
介護職員	利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、事業所の保健衛生業務に従事する。
機能訓練指導員	利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
医 師	利用者の健康状況に注意し、健康保持のため適切な措置をとる。
管理栄養士	給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
調 理 員	栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。
事 務 員	事業所の庶務及び会計事務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第 7 条

事業所の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 運営会
- (2) 教育研修委員会
- (3) 栄養管理委員会
- (4) 感染・褥瘡委員会
- (5) 安全管理委員会
- (6) 施設・地域交流委員会
- (7) 車両管理委員会

- (8) CS委員会
- (9) 防災管理委員会
- (10) 入所判定委員会
- (11) 相談員会議
- (12) 介護職員会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

### 第3章 指定介護予防短期入所生活介護サービス等の利用料

(指定介護予防短期入所生活介護サービス等の利用料)

第8条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所介護生活サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護サービスについて介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から受け取る利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じない額とする。
- 3 事業所は、利用者から受け取ることができる。なお、この場合、あらかじめ利用者又は家族に、該当するサービス内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとする。
- 4 事業所は、別表1に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- 5 前各号の利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

### 第4章 運営に関する事項

(利用開始及び終了)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を

図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なくして指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。
- 3 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他適切な措置を速やかに講じる。
- 4 事業所は、利用申込者の利用に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 事業所は、介護予防支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第10条 入所者が施設のサービスを受ける際には、以下の各号について禁止する。

- 2 施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、その他の行為。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 故意に施設備品又は物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合

は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 事業所は、要支援認定を受けていない利用申込者について、要支援認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第15条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
- 4 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所

介護計画を利用者に交付する。

(指定介護予防短期入所生活介護サービスの取扱方針)

第16条 事業所は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならない配慮で行う。
- 3 事業所の従業員は、サービスの提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時 00分から
- (2) 昼食 午後 0時 00分から
- (3) 夕食 午後 6時 00分から

- 2 食事の提供は、利用者の自立への支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第20条 事業所は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者に対し、介護予防短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者の為に協力病院、協力歯科医院を定める。

(通常の送迎の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域は、豊中市、吹田市とする。

(利用者に関する保険者への通知)

第24条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第25条 事業所は、利用者の適切な指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、当該施設の職員によって指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、職員に対しその資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第26条 事業所は、現に指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、

当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 安全管理委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

- 2 事業所は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族・利用に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害時に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

## 第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第29条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第30条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の揭示)

第31条 事業所は、見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第32条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 事業所は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要介護保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第34条 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第35条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(身体拘束原則禁止)

第36条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。但し、身体拘束その他必要と認められる場合に限り、施設管理者又は施設長が判断し、行います。

2 事業所は前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- 一 「緊急やむを得ない身体行動制限に関する説明書」に記入し、安全管理委員会に諮る。
- 二 利用者又はその家族に説明し、同意を得て実施する。
- 三 定期的な評価を行う。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。
- 二 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- 三 その他虐待防止のために必要な措置。

## 第8章 会計の区分及び記録の準備

(会計の区分)

第38条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第39条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第73条。以下、「市条例」という)で定める記録を整備し、市条例で定める日から5年間保存するものとする。

(法令との関係)

第40条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

## 付 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成20年1月1日から改定、施行する。

この規定は平成22年9月1日から改定、施行する。

この規定は平成23年4月1日から改定、施行する。

この規定は平成25年4月1日から改定、施行する。

この規定は平成26年4月1日から改定、施行する。

この規定は平成26年9月1日から改定、施行する。

この規定は平成27年8月1日から改定、施行する。

この規定は平成29年9月1日から改定、施行する。

この規定は平成30年4月1日から改定、施行する。

この規定は令和4年9月1日から改定、施行する。

別表1 特別養護老人ホーム豊中あいわ苑 介護予防短期入所生活介護  
利用料金表

① 食事の提供に要する費用

朝食	350 円/回
昼食	640 円/回
おやつ	100 円/回
夕食	600 円/回

② 居住に要する費用

従来型個室	1,570 円/日
多床室	1,285 円/日

③ 個室料金（特別な室料） 1日あたり 1,060 円（税込）

④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  
実費（税込）

⑤ 電気料金（1日あたり）

テレビ・ラジオ等	1 器具につき	18 円（税込）
電気毛布・エアーマット・アンカ	1 器具につき	27 円（税込）

⑥ 日常生活品の購入代金等、ご入所者の日常生活に要する費用でご入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

⑦ 利用の中止、変更、追加に係る料金

利用予定日の2日前までに申し出があった場合 無料  
利用予定日の前日までに申し出があった場合 当日の利用料金の50%  
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の全額  
(但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではない。)

⑧ 理髪・美容（税込）

〈理容〉	カット(顔剃り込)2,500 円	顔剃り 1,500 円	
〈美容〉	カット 2,000 円	シェービング 600 円	シャンプー 600 円
	パーマ 3,800 円	ヘアカラー 3,800 円	マニキュア 3,800 円

- ※ 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用について、介護保険法施行規則第 97 条の 4 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と食事提供に要する費用又は滞在に要する費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、滞在に要する費用について、介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
  
- ※ 施設は料金表に定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。